

君津市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子

君津市市民生活部市民生活課

1 条例制定の背景

市民の誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、その被害者等となる可能性があります。犯罪等の被害者やその家族又は遺族は、その直接的な被害にとどまらず、精神的、経済的な困難等に直面することも多く、十分な支援を受けられずに社会において孤立することも少なくない状況です。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、千葉県においても令和3年4月に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行されました。令和5年6月には犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、国をはじめとして、犯罪被害者等支援の強化・拡充が図られています。

このような状況を踏まえ、本市においても犯罪被害者等に対し寄り添った施策を推進するため、「君津市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2 条例の目的

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

3 用語の定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

(3) 犯罪行為

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいいます。

(4) 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

3 用語の定義

(5) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者又はその関係者から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいいます。

(6) 関係機関等

国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づき、千葉県公安委員会から指定を受け、市内において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「早期援助団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

(7) 市民等

市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動する者をいいます。

(8) 事業者

市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいいます。

4 基本理念

- (1) 犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとします。
- (2) 犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の事情に応じて適切に途切れることなく行われるものとします。
- (3) 迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとします。
- (4) 二次的被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われるものとします。
- (5) 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとします。

5 市、市民等、事業者の責務

(1) 市の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施するものとします。

(2) 市民等の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

- ① 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。
- ② 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について、十分に配慮するよう努めるものとします。

6 支援の取組み

(1) 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。

(2) 市民等及び事業者の理解の推進

犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民等及び事業者の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を行うものとします。

(3) 早期援助団体への支援

犯罪被害者等の支援において早期援助団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

6 支援の取組み

(4) 見舞金の支給

犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害（医師の診断により全治 1 月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であった者に限る。）に対し、見舞金を支給するものとします。見舞金の詳細については、規則で別に定めることとします。

(5) 転居費用の助成

前条の見舞金の支給を受けることができる者が犯罪行為の被害を受けたことにより当該犯罪被害が発生した際に居住していた住居に居住し続けることが困難となり、転居しなければならなくなったときは、当該転居に要した費用の一部を助成するものとします。詳細については、規則で別に定めることとします。

7 支援の制限

(1) 支援の制限

犯罪被害者等が当該犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないものとします。

8 スケジュール（案）

令和6年12月 条例（案）の骨子に対するまちづくり意見公募手続

令和7年 2月 令和7年第1回定例会へ条例案の提出

令和7年 4月 条例施行